

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

(2) 4つの「基本目標」

「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止めや、「東京一極集中」の是正を着実に進めていく。

<基本目標①> 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出

→現状：27.1万人

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年8,810人減少

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

→現状：2017年1万4,445人増加

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

→現状：2017年11万9,779人転入超過

2019年2月20日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典＝ 官邸ホームページ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2018改訂版）より、
奥野総一郎事務所作成

若年層の地域別雇用者数の推移

20～34
歳

(単位:万人)

	全国	北海道	東北	南関東	北関東・ 甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2012年	1523	58	100	478	111	61	186	240	84	40	147	17
2013年	1508	57	101	471	108	60	185	241	83	39	147	16
2014年	1492	56	97	470	107	58	184	234	80	38	146	16
2015年	1474	57	96	467	106	58	183	233	80	37	143	18
2016年	1488	56	94	478	105	58	184	236	81	37	143	18
2017年	1490	54	94	483	104	58	184	237	83	36	141	18
2018年	1511	56	91	499	106	59	185	239	83	36	142	18
2012年と 2018年 の差	-12	-2	-9	21	-5	-2	-1	-1	-1	-4	-5	1

※ 南関東地域区分=埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



2019年2月20日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典= 総務省統計局「労働力調査 / 基本集計 全都道府県/ 地域別/ 年次 1-2

従業上の地位, 年齢階級別就業者数 (2000年～)」=国会図書館提供資料より

■ 毎月勤労統計の不正調査をめぐる主な動き

〔大字は通産国会で判明した事実や発言〕

- 2018年 12月13日 厚労省が東京都での抽出調査を総務省に報告。統計委員長が厚労省に「重大なルール違反」と指摘

- 20日 根本匠厚労相が宮川晃厚労審議官と大西康之政策統括官から口頭で問題の報告を受ける

- 21日 不正調査を伏せたまま10月分の確報値を公表
 新年度予算案閣議決定
 →根本氏「予算案との関係性を判断できる状況ではなかった」

- 27日 厚労省「監察チーム」、職員だけで聞き取り調査開始。定塚由美子官房長が決定

- 28日 安倍晋三首相が報告を受ける（宮川氏が首相秘書官に報告）

- 2019年 1月8日 根本氏が会見で不正調査を認める

- 10日 厚労省、監察チームの外部有識者に聞き取り調査の概要報告

- 16日 厚労省、監察チームを引き継ぐ「特別監察委員会」設置

- 18日 新年度予算案閣議決定やり直し。雇用保険の追加支給など計上

- 22日 特別監察委が中間報告。組織的隠蔽（いんぺい）否定

- 25日 根本氏、特別監察委の調査やり直し表明

- 2月1日 大西氏を更迭

別添2

平成30年12月20日
大臣室

(概要)

- 宮川厚生労働審議官、大西政策統括官から、毎月勤労統計調査について、
- ① 500人以上規模の事業所において全数調査とすべきところ、東京都において、抽出調査を行っていたこと
 - ② 抽出調査の結果に必要な統計的処理を加えず、適切な復元処理を行わずに集計していたこと
- を報告。
大臣から、経緯、原因等について、速やかに徹底的な調査を行うよう指示あり。

根本大臣会見概要

(H31.1.8 (火) 11:00 ~ 11:18 省内会見室)

【広報室】

会見の詳細

閣議等について

大臣：

おはようございます。新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。まず、私の方から一点申し上げたいと思います。毎月勤労統計の500人以上規模の事業所で抽出調査となっていたことについてであります。年末の報道にもありましたが、毎月勤労統計について東京都の500人以上規模の事業所で全数調査と公表していたものについて抽出調査を行っていたと事務方から報告を受けており、その事実関係を徹底的に調査するように指示しました。今後調査結果を報告させていただきます。私の方からは、以上です。

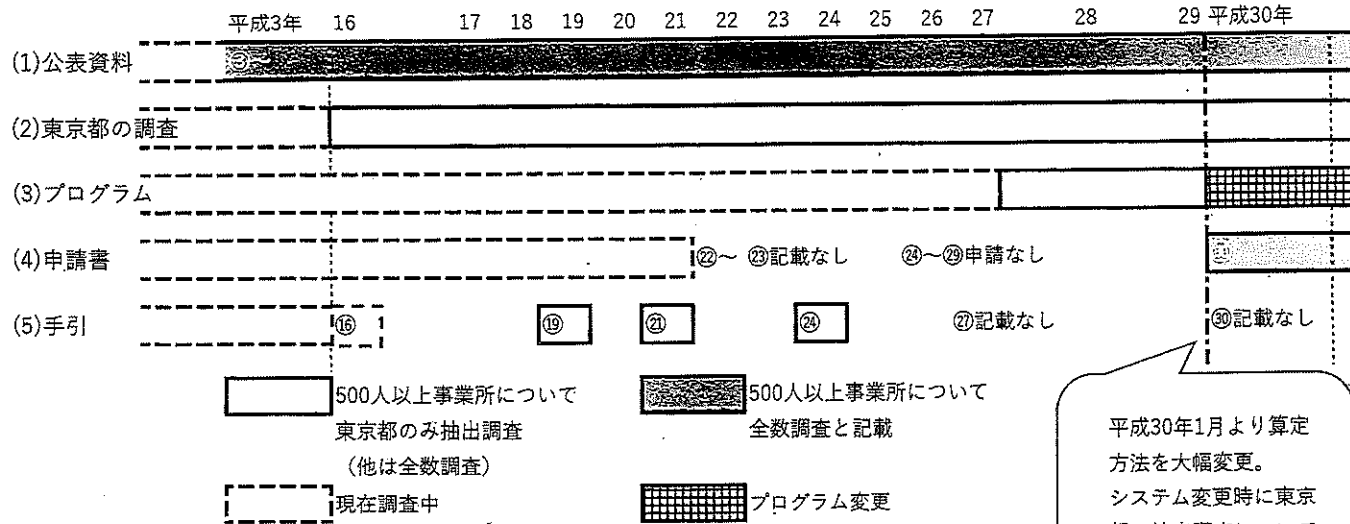
2019年2月20日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典＝ 上段 平成31年2月15日、衆議院予算委員会理事会への政府提出資料より

下段 厚労省ホームページより、奥野総一郎事務所作成

平成30年12月19日現在で判明した事実

毎月勤労統計調査における500人以上事業所の取扱いについて



- (1)公表資料については、少なくとも平成3年から「規模500人以上は全数調査」と記載。
- (2)実際に東京都で抽出調査で行っていたもの。
- (4)総務省への申請書については、大きな変更があったときのみ申請。抽出方法に変更がないときには申請なし。
30年1月からの調査について算定方法等の大幅変更を行った際に、選定の方法について「全数調査」にチェックし、「ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査とする」と記載。
- (5)手引については、調査対象事業所の入替えの際に作成（概ね3年に1回）。記載年数は手引発行年ではなく、調査年。

⇒問題点

(1) 対外的な公表資料や総務省への提出書類（申請書）と実際の調査方法が異なる。

(2) 平成30年分だけ東京都の抽出調査を復元し結果が実態に近い数字となっている。
平成29年以前は復元していないため、数値が低く出ている可能性。影響は調査中。

別添1

2019年2月20日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料

出典＝ 平成31年2月15日、衆議院予算委員会理事会への政府提出資料より

朝日新聞 2019年1月10日 夕刊 1ページ 東京本社

勤労統計 昨年1月から補正

不適切調査 厚労省、公表せず

「毎月勤労統計」が不適切な手法で一部調査をわけていた問題で、厚生労働省が本来の調査手法に近いものための補正を昨年1月調査分から行っていたことが分かった。こうした手法の変更については公表されなかった。厚生労働省は11日に問題が発覚した経緯などを検証結果を公表するが、不適切調査を補正したという虚構的に隠蔽していった疑いも出てきた。

この統計は、働きの質、分は約1400の調査対象企業で労働時間の変化を示す指標で、景気動向指数などの政府指標や、雇用保険の給付水準の算定にも用いられている。

厚生労働省が都道府県を通じて調査するが、本来はすべてを調べるルールになっていて、500人以上の大規模な事業所について、東京都

にして本来の調査対象に近い「復元」の計算をしようとした。関係者によると、この作業を始めたのは昨年1月調査分からだったという。ただし、こうした手法の変更は公表されず、前年同月との比較データなどが発表されていた。

昨年1月分からは、毎月勤労統計の調査対象を一部入れ替えるなどの算出方法の変更があった。この変更をするため、統計システムを大規模に変更する必要があった。関係者によると、これに含ませて、不適切な調査手法で行われていた東京都分について、本来

の調査対象数に近づける「復元」を行うようなシステムを構築したという。それまでは、抽出した少ない数値のままで集計していたという。

比較的真金の高い大規模な事業所が本来の3分の1ほどしか加えられなかったことで、それまでは本来より低い結果が出ていたとみられる。昨年1月分からの統計全体の算出方法の変更後、現金給与総額が昨年6月に前年同月比0.3%と21年5カ月ぶりの高い伸び率となるなど真金が大きく増える結果となっている。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

朝日新聞 2018年12月28日 夕刊 1ページ 東京本社

勤労統計 全数調査急る

厚労省 都内は約1/3を抽出

厚生労働省が公表している「毎月勤労統計」について、本来はすべての事業所を対象とした調査だったが、分かった。従業員500人以上の事業所はすべて抽出する方針だったが、東京都分は50分の1ほどしか実施してこなかった。調査結果は国の経済規模を示す国内総生産(GDP)の算出にも使われてきた。正確な統計の信頼性が揺らぐ恐れがある。

GDPにも影響か

この統計は、新設法で導入された厚労省の毎月勤労統計の1つ。政府が労働時間などの動きを把握するための調査である。

一人当たりの現金給与総額や前年同月を比べた変化率などを厚労省が毎月公表している。

調査は、都道府県を通じて実施している。対象は全国で約3万の事業所。従業員500人以上は抽出して実施するが、従業員500人以上の事業所6千弱はすべて抽出して行われていないという。

関係者によると、東

京都の500人以上の事業所は約1400ある。ところが、厚労省側で約3分の1の500事業所ほどを抽出し、東京都に対象事業所の7割を渡していた。

このことから、この統計が正確な調査をするようになったのは、厚労省が現在調査しているよりも少ない抽出率で調査していたことがわかった。

厚労省が公表している調査結果は、国の経済規模を示す国内総生産(GDP)の算出にも使われてきた。正確な統計の信頼性が揺らぐ恐れがある。

調査手法は、このように抽出率を低くしていたことがわかった。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

2019年2月20日 衆議院予算委員会 奥野総一郎提出資料
 出典 = (右) 朝日新聞 2019年1月10日付夕刊より
 (左) 朝日新聞 2018年12月28日付夕刊より

「消費税率引上げに伴う対応」の概要

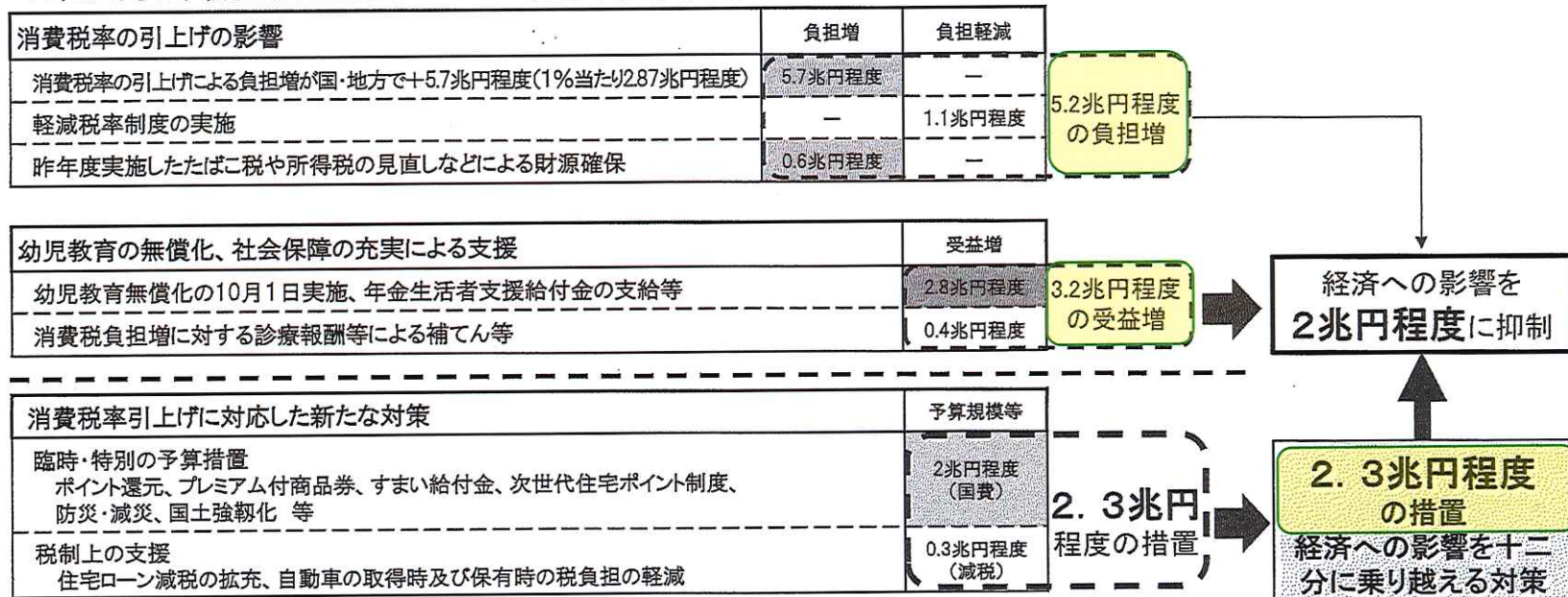
2018年12月20日(木)
経済財政諮問会議
茂木大臣提出資料

基本的考え方

- 消費税率については、法律で定められたとおり、2019年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定
- 前回の3%引上げ時の経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調に影響を及ぼさないよう、全力で対応
 - ①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持
 - ②各措置の目的を明確化
 - ③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応
- 消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすい広報の実施

消費税率引上げによる影響と対応

今回の消費税率引上げによる経済への影響は、幼児教育無償化等の措置により**2兆円程度**に抑えられる。これに対し、新たな対策として**2.3兆円程度**を措置。経済への影響を十二分に乗り越える対策とする。



(注) 計数精査中

行政不服審査法

(目的等)

第一条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(適用除外)

第七条 次に掲げる処分及びその不作為については、第二条及び第三条の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体その他の公共団体若しくはその機関に対する処分で、これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為については、この法律の規定は、適用しない。